

## 北陸新幹線延伸—地下水を守るため知事は「京都は通さない」と表明を

【西山議員】日本共産党京都府会議員団の西山のぶひです。通告にもとづき質問いたします。

まず北陸新幹線の延伸計画についてです。延伸は日に日に府民の反対が広がっています。昨年4月の知事選における京都新聞の世論調査において、「再検討すべき」「中止すべき」とする意見がすでに6割に達していました。その後も計画内容が知られるほどに広がり、秋には国に対して2万6千人分もの反対署名が提出されました。

私の地元、伏見区でも「伏見の環境と水問題を考える」とした学習会がこの間、数回行われ、私も参加しましたが、酒蔵関係者や自治連役員など広範な方々が来られています。そこでも新幹線を京都市内の地下に通す計画の話題は何度も上がっており、地下水を守りたいという思いの深さをうかがえます。

かつて、伏見でも地下開発が何度も問題になったことがあります。地元住民の反対運動、とりわけその中で酒造組合が科学的に地下水の実態を調査し示してきた中で中止されてきました。戦前は奈良電気鉄道、現在の近鉄が敷かれる際、現在のUR桃陵団地等の場所に陸軍の基地がおかれていました。鉄道から軍事施設内を見えてしまうことをおそれた陸軍省から、地下鉄にすべきという圧力もありましたが、反対運動で地下ルートが回避されました。戦後も、組合は地下水を守るために大学とも連携して地下水調査を何度も行い、昭和52年以降は京都市と地下に関する工事は事前協議を重ねてこられました。

北陸新幹線の京都ルート検討時に「伏見酒造エリアを避ける」とされていますが、鉄道運輸機構が示した大まかなルート案でも依然として伏見の地下を通す案となっていました。加えて、先に紹介した酒造組合の地下水調査を委託された専門家の先生によれば、京都市内全域の地下水がどのように構成されているかは「全貌はわからない」とのことです。京都の地下ルートは、伏見の酒蔵のほかにも、友禅や京料理など、地下水によって生まれ、成り立ってきた産業に大きな影響が及ぼしかねません。

このほど、与党PTが2023年度着工を断念し、ルートに関してさまざまな意見が交わされています。そうした中、国は来年度予算に調査費を計上しました。本来、調査するまでもなく、地下水や残土処理の問題があり、住民から疑問があがっていたのに、そこに何も答えていないからこそ反対が広がってきました。

そこで伺います。京都を縦断するルートは伏見区をはじめ、どこを通したとしても影響が出ることは必至ですが、西脇知事ご自身はどのように受け止めておられますか。また環境やまちづくりにも多大な影響をあたえるため、この際知事は府民の代表として「京都は通さない」と表明すべきではありませんか。

## 生活保護世帯の子どもの大学進学を認めるよう国に求めよ

【西山議員】次に学生支援についてうかがいます。私はこの4年間、基本的には教育無償化をめざす立場から、またコロナ禍において困窮した学生生活を支援するため、質問してきました。

本府は、「基本的に大学生への支援は国の役割」との立場を繰り返し表明されていますが、国の支援の不十分な点や求められる支援など積極的に実施すべきと考えます。そのため、引き続き国に教育無償化を求めながら、本府でも実施できる経済的な支援やこれまで一定の役割を果たしてきた支援の継続を求めるものです。そのうえで今回は特に当面必要な課題に絞って質問いたします。

一つ目は、生活保護を受給しながら大学や専門学校等に就学することが認められていない問題です。現在、生活保護受給世帯の子どもが進学を目指そうとすると、子どもだけを、その方だけを別世帯扱いとする世帯分離をする必要があります。私が相談を受けたある方は、世帯分離をして進学されました。授業料は減免されますが、教科書など教材費や生活費のためアルバイトを毎日のようにされています。ノートパソコンは買えません。宿題もオンライン授業を受講するのも、大学の図書館に通われています。風邪をひいても病院には行けないとのこと。国民健康保険に加入して保険料の負担があります。医療費の負担はできないためです。家族も世帯人員が減るため生活保護費の生活扶助が減額され、例えば京都市内の母子2人世帯であれば月11万円から7万円へと減額されます。国の2020年の調査では、大学や専門学校への進学率は全世帯平均が73.4%であるのに対し、生活保護受給世帯は37.3%と半数以下にとどまっています。そのため2017年に日本弁護士連合会が生活保護世帯の子どもの大学等進学を認めるよう求める意見書を国に提出していました。

加えてコロナ禍において、家計急変やアルバイト収入が絶たれたという事態が広がったもと、進学後に困窮した学生が一時的にでも生活保護を受給できないか、という声も上がり生活保護問題対策全国会議などの団体が国へ求めていました。これに対し厚生労働省は昨年12月6日、生活保護世帯の大学進学を認めないとする考え方を変えないと発表をしました。このルールが最初に通知されたのは1963年であり、大学進学率が倍以上になっていること、コロナ禍や虐待当事者などの特例も認められないなどの点は問題だと考えます。

保護世帯の進学率が低い問題や在学中に困窮した学生に福祉施策が繋がっていない、今そういう現状について、どう受け止めておられますか。国に対し、困窮した学生へ生活保護を受給できるルールの変更も含め、生活支援を実施するよう求めるべきと考えますがいかがですか。

二つ目は、学生のメンタルケアについてです。京滋地区私立大学教職員組合連合が実施された私立大学法人に対するアンケートでは、直近の学生実態についてコロナ禍が長期化するもと、メンタルケアを必要とする学生が急増傾向との報告が寄せられています。オンライン授業が長く続いたもとで、「相談できる人間関係ができず誰とも話せない」「十分に学ぶことができた実感がない」「対面授業が再開されても通学に不安がある」などの相談が学内のカウンセラー等によせられ、中には休学する学生もいるとのこと。特に、感染拡大がはじまった2020年度入学生からの相談が深刻との報告もあります。この年度の学生は今年4月に4回生となり、同時に就職活動も始まります。地域で学生向けの食料支援に取り組まれている現場では、当初から「実情など話を聞いてくれるだけありがたい」という声も聞いておりました。支援の拡充は、まだまだ必要とされています。大学関係者からは、「本来、ケアを必要としているが窓口まで来ていない学生も多い」「学生にとって日常的に通学できていないもと、大学窓口が相談を乗る機能を十分に果たせていない」「行政と連携した取り組みが必要」との声も上がっています。

現在各大学では、交流機会を設ける授業や本府が実施してきた大学等の学生支援の取り組みへの

数次の補助も活用して、相談窓口の延長のために活用された事例もあります。しかし、課題を抱えているすべての大学で相談窓口の設置・延長が実施されたわけではなく、さらに来年度予算では学生支援のための大学への支援策を打ち切ったことは問題です。

そこで伺います。メンタルケアを必要とする学生が急増するもと、学生の実態についてどのように把握されているのでしょうか。速やかに調査・把握し、就職活動への影響が軽減されるよう支援窓口を設置・周知するべきと考えますが、いかがですか。

**【西脇知事：答弁】** 西山議員のご質問にお答えいたします。北陸新幹線延伸計画についてでございます。北陸新幹線につきましては、日本海国土軸の一部を形成いたしますとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、京都府域はもとより、関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識をしております。議員ご指摘のように、ルート案につきまして様々な報道があることは周知をしております。敦賀大阪間のルートにつきましては、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおきまして、平成 29 年 3 月に敦賀から小浜、京都を経て大阪に至るルートが決定されており、現在そのルートに基づき鉄道運輸機構において環境影響評価の手続きが進められているところでございます。これまでも地下水や残土など、施工上の課題や環境の保全につきまして、環境影響評価の手続きにおいて府民や関係市町村、専門家の意見を踏まえ、自然環境や生活環境の保全が十分に図られるよう知事として意見を述べてきたところでございます。京都府といたしましては、引き続き国や鉄道運輸機構に対し、慎重な調査と十分な地元説明を行いますとともに地下水や残土など施工上の課題や環境の保全について、適切な対応を行うよう、様々な機会をとらえまして求めてまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

**【文化スポーツ部長：答弁】** 学生の状況把握についてでございます。学生の状況につきましては、大学連携会議や大学への戸別訪問等を通じて、その実情の把握に努めているところでございます。学生の相談窓口につきましては、学生にとって最も身近で学生が相談しやすい各大学の学生相談窓口で実施されているところでございます。大学におきましては、臨床心理士やカウンセラーによる専門的な相談等も実施されるなど、きめ細やかな対応をされているところでございます。コロナ禍が長引く中で、学生からは「友人を作る機会が少ない」「サークルにも上手く入れないままになって寂しい」「相談できる友達がおらず孤独感がある」などの相談があるとお聞きしております。このため、京都府では、これまで大学が実施する学生等への生活支援事業費におきまして、学生同士の交流を深める取り組みや、学生相談窓口の拡充などに対する支援を行ってきたところでございます。今後とも、大学等と連携し大学や学生の声をしっかりと聞きながら、学生の支援に努めてまいりたいと考えております。

**【長谷川健康福祉部長：答弁】** 学生への支援についてでございます。京都府における生活保護世帯の大学等への進学率は、令和 3 年 4 月現在で 41.3%となっており、全国平均を上回るものの、一般世帯の進学率を大きく下回る状況にあります。現行の生活保護制度では、一般世帯で高校卒業後に就職する方や、奨学金やアルバイトで大学等に通う方との均衡を図る観点から、大学生については生活保護の受給が認められておらず、その取り扱いが大学等への進学をためらわせる一

つの要因になっているものと考えております。京都府におきましては、世帯の状況に関わらず、すべての子どもが将来に夢や希望を持ち安心して教育を受けることができるよう、生活に困窮されているか大学生に対して生活保護の受給を認めるよう、ルールの見直しを国に対し繰り返し要望しているところでございます。また、生活保護世帯などの子どもの進学を支援するため、京都府社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付を行っており、令和3年度の貸付実績は1135件、約4億6000万円となっております。給付型奨学金などの子育て支援施策が拡充されるなか、貸与を申請される方は減少傾向にあります。今後も支援を必要とされる方に広く制度を利用して頂けるよう、社会福祉協議会と保健所、福祉事務所などが連携し、わかりやすい制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

## 脱法的な進め方、多大な財政負担、北陸新幹線延伸計画は中止しかない

【西山議員：再質問】ご答弁いただきました。まず、大学進学、生活保護世帯の大学進学等についてですけれども、やはり今いろいろの支援制度があっても進学できていない現状があり、京都府内の数値もやはり全世帯との平均で言いますと、大きく下回っている。この現状を変更して頂きたい。そういう点で、昨年12月の国のルールにつきましては、是非引き続き変更を求めていただくことを求めます。これは要望しておきます。また、生活保護費の基準そのものの引き上げや、授業料負担の軽減、これも一体にぜひ求めていただきたい、要望しておきます。また、メンタルケアの課題についてですけれども、現状、大学の方でもカウンセラーの方も足りないというような状況もお聞きしております。ぜひ、そういった観点で、今、至急声を聞いていただくこと、大学からも社会的な問題として、行政がやってほしいという声が上がっております。ところが、今、支援策が京都府としてないわけですから、4月の就職活動に間に合うように、大至急支援策を検討していただくよう、これも求めておきます。

北陸新幹線の延伸計画について、再質問いたします。知事もこれまでも答弁されてきましたが、環境影響評価の中で意見されてきたということをおっしゃられましたけれども、この環境影響評価が完了しなければ、本来ルート設定も、着工もできません。現実には、この環境影響評価が住民の強固な反対世論によって、完了する見通しが無いというのが今の状況です。ところが、国が来年度予算で調査を推進しようとしています。知事は代表質問で、光永議員の質問に対しても「施工上の課題への対応方法の検討に必要な範囲内の協力はする」と述べられましたけれども、協力すること自体がこの環境影響評価が終わってないのにも関わらず、やっていくという脱法的なやり方を認め、そしてそこに加担することになるのではありませんか。再度ご答弁をお願いします。

【西脇知事：再答弁】西山議員の質問にお答えいたします。現在、審議中の北陸新幹線事業推進調査につきましては、未だ環境影響評価法に基づく手続きは終わっておらず、当然、工事実施計画も認可されてない段階でありまして、あくまで施工上の課題への対応方法などを検討するための技術的な調査と認識しており、そうした調査に必要な範囲内で様々な行為を行われるものと認識しております。いずれにしても、国、鉄道運輸機構から具体的な調査内容の説明を受けておりませんが、まずは現在進めております環境影響評価法に基づく手続きに対しまして、的確に対応していくことが必要だと考えております。

【西山議員：指摘要望】ご答弁いただきましたけれども、今の環境影響評価を完了せずに無理やり進めようというやり方は、民主的な手続きをないがしろにしていますし、内容でも地下水など環境に影響を及ぼして、また多大な財政負担もあります。この延伸計画はもう中止しかないということを申し上げて、次の質問に移ります。

## 包括的性教育の推進、「はどめ規定」を超え科学的な性教育を

【西山議員】次に、包括的性教育の推進についてうかがいます。

先日、わが会派から京都府警察本部に対し、痴漢加害の未然防止と抑止の強化について、昨年に続き申し入れを行いました。昨今、大学共通入試や高校受験の日を狙って、制服姿の女子生徒を狙う悪質な痴漢行為が告発されています。このような性暴力・性犯罪が増加傾向にあるうえ、SNS上ではそれを煽るような投稿で、人権侵害を助長しかねない状況まで広がっています。わが党として、昨年は痴漢被害にあわれた方から、性暴力をなくすためのネットアンケートを実施し、多数の声が寄せられました。61%の方が10代の時に被害を受けており、深刻な傷を心身に残しておられます。そして46%の方が「何もできなかった」とも回答されていました。引き続き、府警本部に取り組み強化を求めるものです。

同時に、性暴力・性犯罪を許さない社会の形成という意味で、教育の重要性も指摘されています。インターネット、SNSには子どもの時から触れることができます。だからこそ、性に関する科学的な知識、自身の尊厳と他人を尊重する人権意識を身に着けることが重要です。国際的には、2009年に性教育の指針となる「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が、ユネスコ、ユニセフ、WHO、国連人口基金、国連合同エイズ計画等の組織によってまとめられました。当初は、エイズから身を守るために、性と生殖に関する科学的な知見と性的な搾取・暴力について学ぶことが勧められました。さらにこのガイダンスは2018年に改訂され、ジェンダー平等の立場で人間同士お互いが人権を尊重しあえる関係を築くためのスキルを学ぶことも重要視されるようになりました。国際的には、人権を尊重しあう教育として発展しています。

ところが日本の現状は、学習指導要領では小学生の理科で人の受精に至る過程を扱わない、中学生の保健体育において妊娠への経過を扱わない、とするいわゆる「歯止め規定」が存在します。先に紹介したガイダンスにおいて、「性交、避妊に科学的情報など重要な話題を無視し省略することは、偏見や無知を引き起こし、助けを求める障壁をつくりだす」と指摘され、国際的に非常に遅れているとされている問題です。

本府においては、性教育は義務教育では助産師会、高校段階では医師会等の協力を得て、学校講演会など実施されているとお聞きしました。学校現場において学習指導要領の歯止め規定を超えて、科学的な根拠にもとづく教育が必要ではないでしょうか。そこで子どもたちを性暴力から守り、自身と他者を尊重できるよう、包括的性教育の推進をはかることが重要と考えますが、その重要性和遅れている現状についてどのように認識されていますか。また今後の対応や具体的な取り組みについて明らかにしてください。

次に、生理の貧困についてです。コロナ禍の貧困問題の一つとして生理用品が購入できない「生理の貧困」が問題となり、わが会派としても学校や公共施設での生理用品の配布を求めてきました。昨年10月に実施された内閣府の調査では、生理の貧困にかかる取り組みを実施した地方公共

団体が、1年で581団体から715団体へと増えているなど、全国でも急速に取り組みが広がっています。

昨年9月議会代表質問で求めた際に知事は、「ジェンダー平等の観点から生理用品を無償提供する動きがあることは承知をしておりますが、日本において学校や公的施設に生理用品が常備されるようになるには、さらに議論を尽くし、社会的な理解が進むことが必要である」と答弁されるのみで、自らの役割として取り組むことには背を向けられました。文化教育常任委員会において府教委に取り組みをお聞きしますと、令和3年12月から令和4年2月にかけて府立学校3校でトイレ内に設置する実証実験をされました。個室の中に設置した1校では生徒一人あたり1.38個、手洗い場に設置した2校では一人あたり0.55個と0.98個の使用状況でした。また生徒からの聞き取りでは、「急な月経時に利用した、トイレにあると安心だった」等の声があったとのことでした。この声にこたえることこそ重要ではないでしょうか。

そこであらためて、全ての学校のトイレに設置すべきと考えますがいかがですか。お答えください。

**【前川教育長：答弁】** 包括的性教育についてでございます。インターネット等における性情報の氾濫など、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、児童生徒が性に関して正しく理解して自らとともに、他者を尊重し行動できるように指導することが重要であります。そのため、学校における性に関する指導については、体の発育発達や心身の健康はもとより、自他の個性の理解と尊重、思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応など、学習指導要領等に基づき、着実に進めているところでございます。加えて、府教育委員会作成の「人権学習に係る資料集」にデートDVの現状や被害の深刻さ、男女が互いに協力し尊重し合う態度を育てることなどを取り上げ、多様な観点から性についての学びを進めている他、警察と連携した非行防止教室や防犯教室の中で自画撮り被害、痴漢や盗撮被害防止のための講演なども行なっているところでございます。府教育委員会と致しましては、引き続きこうした取り組みを推進するとともに、子どもを性暴力被害の当事者にしないために、国が示した「命の安全教育に係る手引き」や教材も活用し、児童生徒が発達段階に応じて性について正しく理解し行動できるよう、包括的に性について学ぶ取り組みを進めてまいります。

次に生理の貧困への対応でございます。府立学校においては、生理用品を保健室に設置し必要とする生徒への対応を行っているところであり、生理についての悩みだけでなく、生活全般のことも含め、個別の保健指導等を行う貴重な機会にもなっております。一方で、経済的な理由により生理用品の確保が困難な女性に対し、社会福祉施設などの公共施設等で無償提供する動きがあることは承知しており、このような中、令和3年度に府立学校3校において生理用品のトイレの設置について実証研究を行ったところでございます。この実証研究の結果、学校からは急な月経時や、トイレに持参するのを忘れた時に利用したというケースがほとんどであったとの報告を受けております。また、実証研究期間中、保健室での対応がゼロになったことで、真に支援が必要とされる生徒に気付く機会がなくなり、結果としていわゆる生理の貧困問題の根本的な解決に繋がらないのではないかと危惧しているところでございます。府教育委員会と致しましては、引き続き保健室での対応を継続することとし、児童生徒の生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じて福祉部局へ接続するなど、児童生徒が安心して生活できるよう丁寧に対応してまいります。

と考えております。

## 生理用品をすべての学校のトイレに設置すべき

【西山議員：再質問】まず包括的性教育についてですけれども、先ほど紹介してきたように学習指導要領そのものが遅れていると国際的に今指摘されている状況です。しかも、国際的にはそのさらに次のステップに移っているわけですから2段階も遅れているという状況です。この点で、秋田県では10代の人工妊娠中絶少なくしようと、産婦人科医や内科医による性教育講座を全ての学校で実施してPTAにも資料を配布して理解を求められながらやられています。こういった事例も参考にして、府内の性教育を推進すると共にさらに国際的なスタンダードとなっている包括的性教育の立場でぜひ積極的に進めていただくよう求めておきます。

生理用品の学校配布について、再質問させていただきます。府内でもすでに市町の教育委員会で中学校で実際されたところもあります。いずれの場所でも生徒や現場は非常に良かった、トイレに設置して良かったという声をお聞きしております。今、千葉県でも本府と同じような時期にモデル実験をされておられました。保健室配布とトイレや更衣室での非対面の配布の両方を実施した結果、千葉県でも非対面の方が利用量が多かったということ踏まえて、全ての県立高でトイレや更衣室での設置を決めたとのこと。一方で、福祉的な支援につなげるための窓口も継続して開かれています。このように同じ結果でも、全ての学校で設置しようという動きも全国的にもありますし、府内でもやられている現場もあります。そういったところを研究し参考にして、再度検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

【前川教育長：再答弁】西山議員の再質問にお答えいたします。議員ご指摘のように、府内の中学校あるいは全国的に県立高校ですね、都道府県レベルで言いますと11県でトイレでの配布がなされているというふうに承知しております。一方で、大変良かったというお声ですが、確かに、生徒からそういう声はあろうかという風に思います。その中で、生理の貧困に関してで言いますと、公共施設等ではどこに取りに行ってもいいかわからないんですが、学校については保健室に行けば必ず渡してもらえます。それも一回分だけでなく、複数回分でも渡してもらえるというような状況にあります。総合的に考えまして、子ども達とコミュニケーションをとる、その大事さを考えた上で現段階では保健室での配布をすべきだというふうに考えております。

【西山議員：指摘要望】なぜやってよかったという声があるかといえば、やはり誰でも取りに行けるという、困った時にいつでも取りに行けるという、そういう状況を整備したからこそ、そういう声が出てくるんだと思います。保健室指導は継続してやればいいんです。その上で、生徒指導の上でも生理の貧困問題も、やはり一人ひとり掴んでいくことも継続して重要ですけども、まずは全ての、今学校から声が上がっておりますこの生徒や現場の声に応じて、全ての学校での配備へ向けて、ぜひ前向きに検討をしていただきたい、そのことを求めまして私の質問を終わらせて頂きます。ご清聴ありがとうございました。